

改正

平成17年4月1日  
平成19年4月1日  
平成22年4月1日  
令和2年9月25日細則第23号

学校法人佐賀龍谷学園旅費規程の特例細則

この細則は、旅費規程（以下「規程」という。）第15条各号に定める旅費の特例について、その取扱の細部を定めるものとする。

- 1 第1号（長期研修、講習その他これに類する旅行）にかかる旅行については、規程第4条に定める旅費にかえて日額旅費を支給するものとし、別表のとおりとする。
- 2 第2号（修学旅行、宿泊研修の引率にかかる旅行）の旅行については、規程別表にかかわらず、日当の定額はすべて1日につき2,500円とする。
- 3 第3号（理事会、評議員会、監査等の出席に関する交通費）については、次による。
  - (1) その開催地からの片道の距離に応じて次のとおりとする。
    - ア 20キロメートル未満の者 4,000円
    - イ 20キロメートル以上40キロ未満の者 5,000円
    - ウ 40キロ以上の者 7,000円
  - (2) 本願寺派関係の理事、評議員は京都市（本山）からの実費。なお、本願寺派総長、総務の随員（職員）については、平成10年9月の学事部長との申し合わせにより、宗派側負担とする。
- 4 第4号（中学・高等学校の文化・体育部顧問教職員の休日等の旅行）については、次による。
  - (1) 文化・体育部顧問教職員が勤務を要しない日時（土曜日放課後、日曜日、祝日、学校で休日と定めた日）に行なわれる公式競技・練習競技会等のために行う生徒の指導業務に対し、日当を支給する。
    - ① 校内・校外での練習は、3時間を超える場合一律500円とする。
    - ② 校外での公式・練習試合等の日当は、1日につき県内1,000円、県外2,000円とする。ただし、県外は通算30回までを限度とする。
  - (2) 非常勤講師の場合の取扱いは、次のとおりとする。
    - ① 非常勤講師が部活動の指導に当たった場合は、1日当たり3,000円を支給する。なお、この場合出勤簿の「部活」欄に押印すること。
    - ② 休日等の対外試合に出た場合は、顧問教職員の例による。
  - (3) 文化・体育行事に参加する場合は、事前に出張の申請をし、所属長の許可を得なければならない。
- 5 第5号（外国旅行の旅費（第2号を除く。））については、次による。
  - (1) 運賃（車賃を含む。） 実費
  - (2) 日当 1日につき2,500円
  - (3) 宿泊料 1日につき11,000円 ただし、船舶泊、機中泊は支給しない。
  - (4) 旅費雑費 実費。ただし、予防注射料、査証手数料、外貨交換手数料、出入国税、旅券交付手数料、空港使用料に限る。なお、旅行費用として運賃と宿泊料が合算されているときは、その額とし、宿泊料が著しく実費と異なる場合は、理事長が別に定める額とする。
- 6 第6号（中学、高等学校の募集業務に関する旅行）については、募集及び入試に関する業務で中学校・小学校を訪問する場合に限り、専用の学校訪問等出張届（別記様式第1）に記入し提出する事で旅費の精算を行う。概ね1か月を目処とし、集計距離が10km以上の場合に支給する。
- 7 第7号（中学、高等学校のインターンシップに関する旅行）については、企業等を訪問する場合に限り、専用のインターンシップ等出張届（別記様式第2）に記入し提出する事で旅費の精算を行う。概ね1か月を目処とし、集計距離が10km以上の場合に支給する。

附 則

- 1 この細則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 昭和63年9月1日施行の短期大学教職員等の保育実習園訪問に関する旅費計算の細部を定める内規は、これを廃止する。
- 3 昭和63年4月1日施行の文化・体育部顧問教官休日出張に関する取扱内規（高等学校）は、これを廃止する。

附 則（平成17年4月1日）

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月25日細則第23号）

- 1 この細則は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 この細則の施行日前になされた出張命令に基づく旅行に関しては、なお従前の例による。

別表（第1項関係）

日額旅費を受ける者	日額		宿泊を要する場合の支給条件	
	宿泊しない場合	宿泊を要する場合		
長期間の研修、講習その他これに類する旅行をする職員等	800円	30日未満	4,000円	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該業務地に宿泊したこと。</li> <li>2 研修、講習等が引き続き7日以上にわたる者であること。</li> <li>3 当該研修、講習等の開始の日から終了の日まで支給するものであること。</li> <li>4 研修所等の寮又は宿泊施設等を利用した場合又は下宿を利用した場合における日額旅費については、この表の規定にかかわらず、1日につき2,200円とする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合においては、この表に規定する額の範囲内において、出張命令者が事務局長と協議して定める額とする。</li> <li>5 往復に要する交通費は、所定の額を支給する。ただし、滞在期間中の帰郷旅費は、支給しない。</li> <li>6 当該旅行に対して主催団体等から日当等の負担がある場合は、その額を控除する。</li> </ol>
		30日以上 60日未満	3,550円	
		60日以上	3,100円	